

第1回松江市中心市街地対策協議会 議 事 録

日 時：平成18年9月11日(月)10:00~12:30

場 所：島根県市町村振興センター 6階 大会議室

1. 市長挨拶(松浦松江市長)

【松浦松江市長】

昨年は周辺の7町村と合併をいたしまして市の面積も2.4倍、人口も約20万人と膨れ上がりまして、新しいまちが再出発したたわけでございます。

従いまして、私ども行政、それから市民の皆様方、一緒になって、融合一体化を図って新市のまちづくりに努めていかなければならないと思っているところでございます。

しかしながら、ご承知のとおり、これは松江市の中心部に限りませんけども、大変、空洞化ということが続いているわけでございます。そこで、国におきまして、平成10年でございますが、中心市街地活性化法が施行されまして、この松江市は全国に先駆けまして中心市街地活性化基本計画を策定いたしましたところでございます。

それによりまして、皆様方がご承知のとおり、駅前から天神町、殿町、そして宍道湖温泉地区、この三地区が重点地区ということで、これまで松江駅前の再開発、それから、殿町の中央線の電線類の地中化、それから宍道湖温泉駅の前の整備、こういった形で活性化に取り組んでいます。これはハードの事業でございますけれども。

それ以外にソフト面でも、例えば天神町の商店街で、お年寄りに優しいまちづくり、こういったことをひとつのコンセプトといたしまして、現在でも、毎月25日に天神市が開催されております。ついこの間、経済産業省「がんばる商店街77選」、この中に選ばれて、とにかく賑わいを取り戻そうということで、がんばっている商店街のひとつに選ばれたわけでございます。

まあ、そういうことで、私どもこの数年間、中心市街地の活性化に向けまして、いろいろ取り組んでまいったわけでございますけれども、なかなか、松江を見ましても、これまで1兆円規模の国からの補助がつぎこまれているわけでございますけれども、市街地の空洞化というのが改善しないということで、今年の6月でございますけれども、この中心市街地の活性化法が改正をされたわけでございます。

経営的視点を含めた新たな発想、コンパクトシティということもいわれていますが、

こういった発想が元での基本計画の策定が今これから求められようとしているわけでございます。また、今回の改正では、かなり、国の認定というものを、今全国で600いくらの計画が認定されていますけど、これを重点化していこうという考え方もあるようでございます。先ほど、今度のアドバイザーお願いしました横森先生にお伺いしましたら、これまでのばらまきをやめて、全国でも100くらいに絞っていこうかというような考え方もあるということも聞いております。今回の改正では、国の認定が無いと計画に記載されました事業も支援が受けられないという、こういう風なスキームになっておりますので、今回改正いたします基本計画につきましては、現在策定中の総合計画、都市マスタープランこういったとことの整合性、連携ということが非常に大事だということでございます。

それによって商店街の再生をして、昔の賑わいを取り戻す、そして山陰の中心地としての発展をさせていきたいというふうに思っているところでございます。

どうか、皆様方には大変お忙しい中でのことになるわけでございますけども、活発な議論をいただきまして、とにかく早くこの基本計画案につきまして策定をして、一日も早い着手ができますように、お願い申し上げたいというふうに思っている次第でございます。どうぞ皆様がたのご審議の程をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 委員委嘱

(委員の皆様の上に委嘱状を事前に配布しており、これを交付式に代える)

3. 協議会設置趣旨説明 (事務局：春木副参事)

(説明要旨)

- ・これまで中心市街地活性化基本計画を策定していたが、今回の中心市街地活性化法の改正に伴い無効になる。
- ・今後、国からの支援を受けるには、法改正に基づいた基本計画を策定し、国の認定を受ける必要がある。
- ・このため、基本計画の策定に対し、計画内容等の検討をしていただき、また、策定後は事業の円滑な推進を図るため、必要に応じ意見や提言をして頂きたい。
- ・従来の基本計画に無い視点からのアプローチも必要となるため、委員の他にアドバイザーの先生をお願いしている。

(その他、設置要綱に沿って説明)

4. 委員・アドバイザー紹介

(各自、自己紹介を行う。)

5. 会長及び副会長選出

【事務局：松本課長】

設置要綱に基づきまして、会長さんと副会長さんを選出して頂きたいのですが、何かご意見はありますでしょうか。

(特に無し)

ご意見がなければ、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(拍手により了承)

それでは、事務局から会長に作野先生。作野先生にはですね、去年、一昨年まで、やはり同じように対策協議会を設置しておりました。このときの会長さんですので、非常によく知っておられますので、会長をお願いしたい。副会長には女性を代表して柴田さんをお願いさせてもらったらと思いますがいかがでしょうか。

(拍手により了承)

(会長：作野広和委員、副会長：柴田久美子委員に決定)

6. 就任挨拶

【作野会長】(要旨)

先般の基本計画改訂時に会長をやらせていただいたが、その時と委員構成は大きく変わっており、緊張感を持って望みたい。いろいろな土地に住んだことがあるが、生まれは松江市であり、全国の中で一番長く暮らしている。よろしく願いしたい。

【柴田副会長挨拶】(要旨)

鳥取県倉吉で自分たちのまちが暮らしよい、素晴らしいとおっしゃる女性達に出会い驚き、自分自身が島根県や松江市のことをそれほど他県の方に誇れるかなと思った。松江に住んで20年以上になるが、その中から見えてきたもの、感じたことがいろいろあり、庶民感覚から発信させて頂きたい。よろしく願いします。

7. 議事 (議事進行：作野会長)

【作野会長】(冒頭説明)

議事に入ります前に、冒頭申し上げたいと思います。

こういう会は資料を見ても、委員の名簿を見ても非常に重苦しく堅苦しいですけれども、できるだけ幅広く意見を集めて、市民感覚でこの会は進めていきたいと思います。明るく楽しくやっていきたいと思いますので、よろしく願い致します。

ただし、これは時間も限られております。それから、先ほどご紹介もありましたが、

どうしても国の法律や制度と絡めて、一定の基準でこの協議内容を決めることは決めないといけません。従いまして押さえるところは押さえるということをしるべきをえませんが、そういう点では、どうしても硬くなる面があるかと思えます。

以上の二点を意識して議事を進めさせて頂きたいと思えます。

なお、最後に今後の議事日程は出るかと思えますが、今日の第 1 回の会議は、どうしても初回ですので、説明等が多くなります。委員の皆様のご熱い思いや様々なご意見があるのは十分承知しているのですが、今日のところは、なかなかそれをご発言いただけません。それは皆様のご意見を封じ込めるという意味では全くなくて、時間的に、大変申し訳ないが限られているためです。従いまして、最後のところでまたお出ししますが、第 2 回の協議会のところで、思う存分お話ししたいとおもっておりますので、その点ひとつご協力頂きたいと思えます。

(1) まちづくり三法の改正について (説明 : 横森アドバイザー)

【横森アドバイザー】

皆様のお手元にお配りしました、パワーポイントのスライドを印刷したこういうものがありますので、こちらをご覧頂きながら、お話をしたいと思えます。

この中心市街地の問題というのはですね、非常にややこしい問題が沢山ありまして、普通、私お話するのに、2 時間くらい時間を頂いてお話をするのが一般的なんですけど、今日はもう 30 分程度ということなので、今日お配りした資料も全部お話できないですね、機会ありましたら、時間を設けて頂いてお話ししたいと思えます。

中心市街地の再生、活性化というのは、日本全国どこでも同じような問題を抱えていて、キーワードが幾つかあるんですけど、そのキーワードのひとつというのは、金太郎飴ということですね。どこを切っても金太郎の顔が出るということで、日本全国のいろんな都市、いろんな個性はあるんですけど、実はその中心市街地が衰退する原因と過程は非常に良く似ている。極めてよく似ている。極めてよく似ているのは日本だけではなく、ヨーロッパも非常に良く似ている。ある意味いうと、世界中にいていっていいくらいよく似ています。

逆に言うと、ですから、再生をどうするか、活性化をどうするかといったときに、やはりこの金太郎飴、原因も過程も同じなので、ある意味いうと、再生も金太郎飴でできるということです。地方の事情というのは、それぞれの都市は持っているんですけども、この中心市街地の再生ということを行うと割り切るとなような再生策で再生は可能だということなんです。

それからもうひとつはですね、部分最適から全体最適というところですね。中心市街地の活性化といっても、後でお話しますように、再生を図る、様々な事業がある。

これは、それぞれの事業としては部分的には最適であるかもしれないけども、これが

全体の最適にはならないということが多いということです。ですから、木を見て森を見ないというお話、ことわざよくありますけども、実はその、木を見るだけではなく、全体、つまり、森もみなければならぬ。だから、木を見て森も見るといふ、こういうアプローチが非常に大事ですね。

多くの日本の地方都市はかつて旧道が通っていて、その旧道沿いにまちが発展する。宿場町とか門前町とかそういう形態はいろいろあるんですけども、こういうまちができていくのが一般的です。で、そこに駅が、鉄道が通って駅ができて、駅前に中心市街地が形成される。そういう風にして形成された中心市街地は、かつての街道沿いの中心市街地を含むこともありますし、或いは、中心が少し駅の方に移動することがあるんですけども、いずれにしても、こういう形で中心市街地が形成されることがほとんどですね。で、その駅の前がそういう風に発展しますと、そこにダイエーとかイトーヨーカ堂とかですね、ジャスコとかニチイとか、こういう、その、いわゆる総合スーパー、GMSという言い方があるんですけども、こういうものが駅前に出店する。で、大店法という法律があった時代は、こういう駅前の出店に対しても、地元の商店街の人たちは大反対をしてですね、進出反対、或いは面積を半分にしろ、三分の一にしろという形で、ある意味いうと、追い出した。皮肉なことに今追い出したGMSに対してまた町の中に戻ってきてくださいというお願いをしている。そういう歴史の皮肉があるんですけども。

で、あの人口がどんどん、まちの人口が増えてきますから、郊外に住宅団地を造成すると、それは住宅公社がつくる場合もあるし、住宅公団、地域公団、いろいろなケースがあるんですけども、こういうような形で、住宅団地が造成される。この住宅団地にはですね、この時代のいわゆる子育て世代、30代、40代の小さな子供を抱えたファミリーが住んで、活気あるまち。で、駅からバス路線が出てきて、まちが発展したという状況です。

そういうふうにしてですね、できあがるんですけども、だんだんその人口が増えて、車が増えますと、道路が非常に古い、小さい、あの狭いですので、交通渋滞が沢山発生するというところで、バイパスを整備しよう。これがいわゆる先ほどの部分最適なんですけども、確かにその交通の渋滞を緩和するというところでバイパスを整備する、この政策は非常にいいですね。ところが、バイパスを整備して、沿道型開発、いわゆるロードサイドの開発を野放しにしたので、こういうような写真にありますように、ロードサイド沿いに沢山いろんなお店が張り付くと、紳士服のお店や、衣料品、薬屋さん、おもちゃ屋さん、いろんな、靴屋さんとかですね、こういうものがいっぱい張り付く。それから、こちらの方にも同じようにロードサイド、バイパスを整備しようということで、整備すると、同じようにロードサイド集積がこのびっしりできちゃう。そうすると、この時代になりますとかなりの車社会になりますから、中心部から今まで行っていた人達が、やはり、駐車場が狭い、駐車場が無い、そういうところで買い物ではなくて、広い、商品が安い、駐車場がいっぱいある、そういう郊外のロードサイドに買い物に行くという

ことで、中心部の商業がどんどん衰退するということが起こるんですね。

それから、まあ、工業の、じゃあ、この町として振興しようということで、工業団地の造成をする。これはこれでいいわけですね。この町にとってみれば、非常にいい。工場を誘致して町の発展をしようということ、これはいいのですけども、まあ、どこの町も同じようなことを考えて、工業団地の造成をやりますから、ゆくゆく、あまっちゃう。売れない。売れないというのは困るので、じゃあこの工業団地の、本来は工場の用地として分譲したところなんですけども、ここに、大型店をじゃあ誘致。で、大型店に土地を買ってもらって、ここに大型店。そうすると、さらにですね、ここから買い物客がこちら側に流れる。だから、ロードサイドに流れたものに加えて、今度は郊外的大型店に流れていく、ということが起こってくると、ここに、駅前的大型店に非常に大きな影響ができるということになる。それから、更にですね、高速道路ができてインターチェンジができる。これはこれで非常にいいわけですね。ところが、高速道路のインターチェンジ沿いというのは、やっぱりその大手の、端的に言いますと、例えばジャスコとか、ああいう企業にとってみれば、非常にその広域型の大規模なショッピングセンターを作りますから、高速道路、これは広域の商圈を設定するためには非常に便利なんです。この、高速道路を使ってくるお客さんも含めて、大規模なショッピングセンターをつくる。当然、この辺は優良農地だったんですけども農地を転用してショッピングセンターをつくる。高速道路が出来てインターチェンジができて、これはこれでいいんですけども、結局このショッピングセンターができることによって、更に、この中心部から郊外へ向けて流出する。で、商店は衰退して、農地も無くなるということが起こる。でさらに、まあ、郊外にもっとその安い住宅を供給しようということで、じゃあ、土地区画整備事業をやろうと、で昔ながらの狭い道路が入り組んだ場所があるんで、ここを整備してやろうということで、まあ保留地を処分しないといけないということで、まあ、なかなか売れないんで、これをですね公共施設として買ってもらう、或いは、ここにも大型店を誘致しようということで、こういう形でやっちゃうと今度はその、大型店、いわゆる商業の流出だけじゃなくて、いよいよ、町の中にあったいろんな公共施設が外側に出るといことが始まるんですね。

そうすると、商業の衰退に加えて、いわゆる公共施設が出て行きますから、これは集客施設になりますので、中心部から人がやっぱり外側に流れていくということが起こるんですね。で、その、大規模集客施設、まあ人が沢山集まる施設としては、病院っていうのがあるわけですけども、その病院が、今まで町の中にあっ病院が、非常に狭くて駐車場も十分に無いんで、郊外に広い土地をですね、田んぼであったところに、病院が移転するということで、この病院の移転によって更に中心部の衰退が始まる。

で、今まで、例えば、駅のこちら側は非常に賑やかだったんですけど、だいたい、駅の反対側っていうのはあんまり開発が行われないうことが多いいわけですね。ところが、駅の裏側に繊維工場の跡地が、まあ、カネボウかクラボウかシキボウが分かりませ

んけど、そういうかつて日本は繊維産業が一大産業ですから、工場の跡地が残っている。今まで利用できなかったんだけど、この跡地を利用しようということで、この工場持っているメーカーは、この土地に建物を建てて、そこに大型店をテナントとして入れてですね、大きな商業

施設を作る。そうすると、今までこちら側だけに発展があったものが、今度は駅の反対側にも町がだんだん発展していくということになりますと、この商業、こちら側の商業は、更に打撃になると。今まで駅のこちら側に降りていた人が、今度はいっぱいこちら側に降りるようになる。ということで、更に衰退するということですね。

で更に、問題は隣の小さな町、この市の隣に小さな町があるんですけど、この町もやっぱり自分たちの町おこしで、大型ショッピングセンターを誘致しよう。で、大型ショッピングセンターを誘致すると、雇用も増えますし、それから税収も増えるということで、非常に優良な農地があったんですけど、その農地を転用して、ここに大きなショッピングセンターを、まあ誘致するわけですね。是非、こちらに出てくださいという形で、誘致する。

そうすると、このまちにとってみればいいように思えるんですけど、この大型ショッピングセンターが出来たことで、今度は今まで町の中だけで、外側に購買力が流出していたのが、今度は隣町まで購買力が流出するということが起こって、この町自体の衰退が更に進んでいく。だから、中心部の衰退も進みますけど、今度はまち自体の衰退が、こういう購買力の流出です。そうすると、この駅前にあったGMS、ダイエー、イトーヨーカ堂は、もうこれだけですね購買力が外に出ちゃったら、とても売上げが落ちて維持できない、店自体も狭いですし、例えば、このイトーヨーカ堂は、もうこちら側に大きなお店を作ってるということで、この維持ももう必要なくなったんで、撤退しちゃう。そうすると駅前に巨大な空ビルが残る。で、じゃあ後、その利用しようとしても、もう売上げが落ちて撤退したわけですから、その後大型店が入るなんてありえないですね。じゃあ、その利用をどうするかってことをいろいろ考えるんですけど、なかなか妙案が浮かばないということで、ひとつの再生の焦点にはなるんですけど、なかなか利用ができないということですね。

それから、この時代になりますと、今度は、かつては、30代40代の郊外住宅団地に入った、この団地も、当然のことなんですけど、そこにいる人達は30年40年たつと、だんだん高齢化していくんですね。と共に、子供の世代は独立して、子供の世代は外に出て行きますから、人口もどんどん減っていく。そうすると、団地の中にですね、お年寄り2人だけの所帯とかですね、或いは、一人だけの所帯が増えていって、当然人口も減りますから、空家も増えるということで、この団地をどんどん衰退させるわけですね。治安も悪くなる。空き地だらけになる。で、今までのバスが駅から走ってたんですけど、やっぱりバス利用者がどんどん減っていくということで、じゃあ、このバス路線をどうしようか。大きく減便をするだけでなくですね、もう維持するにも年間数千万

の赤字を抱える。じゃあバス路線を廃止しようか。で、廃止って話しになっちゃうと、ここに残されるのはお年寄り達ですから、今度はですね、病院に行くのも買い物に行くのも、施設がこんなに分散しちゃいますから、病院に行くのも大変だと、買い物に行くのも大変だと、基本的な生活を維持するのも大変になるという状況ですね。で、こういう形で、でさらに駅が今まであったんですけど、線路があって、まあ、邪魔だと、交通の、車の通行に邪魔だということで、道路立体交差事業、いわゆるその上に駅や線路を上げるこういう事業をやる。そうするとですね、これはこれで非常にいい事業なんですけど、で、広い道を、ここを整備すると、今まである程度、ここで水が堰の役割をして、購買力の流出がある程度ここで引っかかってですね、抑えられた。で、この障害物がなくなっただけで、一気に車の流れがこちら側に行っちゃう。で、抜け道になってですね、車の通行が非常にやりやすく、通りやすくなりますんで、隣のショッピングセンターにどんどんここを車が通って流れていくということ。商店街はこの連続立体交差で、駅の東西、まあ南北かもしれませんが、通行が良くなると、商店街賑やかになるんじゃないかというふうなことを考えて、積極的に協力するんですけども、いざ、作ってみると、商店街はただ車の通行が増えただけで、全然、今までよりも車が止まらなくなったということが非常に多いですね。でさらに、今、新幹線の整備が多く都市で進んでいますから、新幹線の駅ができる。で、新幹線の駅が出来ると、この駅を使って沢山の都市から観光客が来て、この町が賑やかになるということを考えて、じゃあ、駅はなんでもないとこにできるケースが多いので、この駅の周辺開発をしようということで、その周辺開発として、大型店をそこに設置したり、公共施設を中心部から持ってきたり、まあ、住宅も整備したりということで、ここにひとつの市街地を形成する。核を形成する。ですから、こちら側はかなり衰退したんですけど、こちら側ではなくこちら側に新しい町を作ろうという発想で、こちら側にいろんな投資をする。これはこれで、よさそうなんですけど、けども、こちら側とこちら側とで、二つの核ができてしまうということで、どちら側も、ある程度こちら側の衰退は更に進んで、じゃあこちら側も発展するかというと、なかなか発展しない。まあどっちも、悪い影響が出るということなんです。じゃあ、期待した観光客は、駅を作ったらどうかということ、実はこの、インターチェンジも高速道路もそうなんですけど、新幹線もですね、いわゆるストロー効果といいますけど、吸い出す効果というの、ものすごく大きいですね。ですから、期待した観光客は、この駅で降りても、観光バスに乗って、どこか、この都市を通過して、違うところの温泉地に行って泊まるということで、只ここは通過駅に過ぎない。逆に、この町で、購買力が新幹線を使って他のところに流出する。いわゆるストロー効果ということで、ストロー効果の方が大きくて、まちの発展にはあまり寄与しないということで、結局、こういう開発をして、無駄な二重投資になって、財政事情が非常に厳しくなるということが起こってしまうんですね。で更に最近の状況はですね、そういう風な形で言うと、中心市街地を利用する人は、車を自由にできない人達が主な利用者になって、

お年寄りと熟年世代と高校生、18歳以下の高校生、というのが町の主要な利用者になるんですけども、駅の近くに今まで高校があったんですけど、高校もやっぱり郊外に立派な建物の高校を作って、広い敷地の高校を作って、そちらに移転するということが最近非常に増えていますね。そうすると、いままで高校生は駅から歩いてまちの中をぞろぞろ歩いてという光景が見られたのがですね、高校自体がこんなところに行っちゃいますから、スクールバスで高校に通うということで、町の中をもう歩かない。高校生もいなくなるということで、中心市街地を利用する人がほとんどいなくなる。この周辺に住んでいる熟年世代だけになってしまうという状況がどこでも起こっている。ですから、中心市街地問題というのはですね、只単に商店街の問題だろうという風に皆さんお考えになるかもしれませんが、そうでもない。非常にその多面的な問題を抱えている。先ほども見ましたように住宅地の問題でもありますし、それから商店街の問題、これは本来的によく議論になる。それから農業の問題でもある。農業もどんどん衰退が進んで後継者がいなくて、耕作放棄地が増えている。農地転用の関係もそうですね。安易に農地転用をする、商業施設にするということで、農地がどんどん失われている。自然景観が失われている。工業もそうですね。安易な工業団地造成で団地を造成しても売れないということで、じゃあそれを、安易に大型店を誘致しようということになりますと、工業もだめになりますけども、商業も衰退する。喜ぶのは大型店だけですね。それから公共施設ですね。今まで町の中にあった公共施設をどんどん外側に出すということが行われている。それから、公共交通ですね。車社会に合わせる形で、道路整備も進めて、商業施設、公共施設を配置していきますと、どんどんバス路線、バス事業が衰退するという。この維持のために税金を投入するという形になるんですけども、これも支えきれないということで、これをどうするかということがおおきな問題。とにかく、これから日本の社会は急速な人口減少社会にむかっていくわけですね。既に昨年の統計で確定しましたけども、昨年は労働人口は初めて、今までずっと増えていたわけですね、2万人減ったわけですね。予測では1万人だった。だけど、確定してみたら、2万人も減っていたわけです。これは予想を遥かに上回るペースです。そうすると、2050年には一億人を人口は切る。1億2800万人くらいいる人口が1億人を切るわけです、2050年には。2100年には日本の人口が今の半分になる、このままいくとですね、という風に言われている。そういった人口減少社会において、これは地方都市だけではなくて、三大都市圏、東京、大阪、名古屋、でも例外ではないですね。そういったときに、そういう人口減少社会における住み良いまちづくりは何かということを、今考えないといけないですね。今やらないと、遅いわけですね。とても間に合わない。それから、もう一つの要因は、少子高齢化ですね。これも子供の数がどんどん減っている。子供の数が減っているということは、今団塊世代が多いですから、高齢化も急速に進んでいる。そういったとき、お年寄りは非常に増えた社会、住みよい街づくりとは何か。今のような拡散的なまちってというのは、お年寄りにとって住みよい町かということを実際に問わないといけませんね。

それから、もう一つは、やっぱり、国も地方も厳しい財政難、で、少子化、人口減少でもっばらなんですけど、とにかく税金を納める人が減っていくわけですから、財政っていうものが厳しくなるのは当たり前なんです。年金も医療も大変なんですけど、とにかく財源が無い。ですから、道路をどうやって維持するか、下水道をどうやって維持するか、っていうことだけでも大変なんです。

で、それぞれ個別のお話しがずっと一応資料としては用意してありますけども、今日は時間がありませんので、私に与えられた時間は30分ですので、この辺で終わりにします。また時間があればお話ししたいと思いますけども、詳しいデータについては、そこに後のほうに人口減少とか少子高齢化のお話は出ていますので、また時間があればお話しします。とりあえず私の話は終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔質疑・意見交換〕

【鈴木委員】

衰退の原因が、どこの都市も似てしまったからで、同じ問題があるから、同じやり方で解決できるという話であったと思います。しかし、みな同じにやっていると、どうしても金太郎飴ができるので、お話にあったように典型を作っていくことが実は問題であって、松江を考えるとときには典型ではない松江を作っていくのがポイントじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【横森アドバイザー】

もちろん地域の持っている様々な例えば地域資源、或いは歴史的資源とか、地域の事情というのがもちろんあると思いますが、私が先ほど、模式的な地方都市の典型として説明しましたが、基本的な部分では衰退の原因も各プロセスも非常によく似ているということですから、今回のまちづくり三法の改正にあったように、“車の両輪”、“アクセルとブレーキ”ということで、郊外開発の規制という問題と、中心市街地への様々な施設の誘導を基本にすえながら、それに加えて、それぞれの地域の事情というものを考える必要がある。例えば、松江の場合ですと、様々な歴史的な資源、こういうものが非常に豊富なわけですから、こういったところでは松江らしさということがありますけれども、基本的なイメージとして、公共施設は郊外に出さない、病院の郊外移転などは中心部に与える影響というのは非常に多きいわけですから、その面の事に関しては、基本的なスタンスは変えない。

幸いにこちらでも一部そういう問題があって、一部そういう問題が無い、あるいは起こりそうだということがあるわけですが、そういったことを考えながら対策協議は必要で、全くぜんぜん同じようなまちを作れば面白くないわけですから、それぞれのまちが持っている「強み」と「弱み」を意識しながらやるということが大切。自分たちの町が

もっている例えば松江の強みとは何かをはっきり認識することから、あるいは、その認識を委員の民さんも市民も共有しながら議論していくことが大切だと思います。

【鈴木委員】

会長が提案された市民感覚でということがあったんですが、まちづくり三法に松江の中心市街地の作り方を合わせるのではなくて、松江の中心市街地の再生があって、場合によっては、まちづくり三法からはみでる部分があってもいいのではないかと思います。先に松江がどういうまちを作るのかというのがあって、それから三法に合うようなものがあればそこで支援を受けるというほうがいいのではないかと個人的には思いました。

【作野会長】

この協議会での中身については、ぜひとも今のような議論をきっかけに深めて行きたいと思います。横森先生にはあくまでもまちづくり三法改正に向けての、日本や世界に共通する状況をご説明いただいたと理解していますので、当協議会において出す結論が、まちづくり三法にぴったり合わせる必要があるかと、極端に言えば全部合わせないことも考えられます。一方で貰えるものは貰えばいいと思いますけど、そういう可能性は幅広く持って議論していけばいいと思います。

【作野会長】

私からリクエストなんですけど、先生、数分で追加資料の2枚目、3枚目あたりを簡単に説明していただけないでしょうか。これ、説明があったほうがよろしいですね。

【横森アドバイザー】

まちづくり三法の改正っていう、まあ、まちづくり三法というのはですね、中心市街地活性化法、それから都市計画法、それから大規模小売店舗立地法といいますね、この三つの法律をまちづくり三法と言ってるんですけども、まあ、今回は大きく三法の改正というよりも、むしろのその二つの法律ですね、中心市街地活性化法という法律と、都市計画法、この二つの法律が大幅に改正されたということです。

それから次のところ、選択と集中によるというところ、これはですね、今まで、例えばその、基本計画を提出した市町村、600いくつあったんですけども、旧まちづくり三法のころで、ある意味言うと、国からの補助金がばら撒きですね、広く薄くいろんな市町村に投下された。ところが、広く薄くやったがために、全くその効果が出なかった。効果が出なかったですね。衰退もとめられなかった。だから、衰退をとめたということならまだいいんですけども、衰退があるところが、より進んだと。これも具体的な資料があるんですけど、それは感じれる具体的なデータで見ると、より衰退が進んでしまったということで、そういうそのばら撒きはもうやめようと。で、例えば、市町

村の中で今まで郊外開発もやりながら、中心市街地もやるというようなことをですね、市の総合計画で謳い、都市計画のマスタープランでそういうことを言いながら、一方で、中心市街地活性化をやり、郊外開発をやりながら、活性化もやり、というようなことを言っていた市町村が沢山あったんですね。そういう市町村でも今まで国はばら撒きで、お金を、あの、補助金を出してたんですけども、もうそういうところには出さない。郊外開発もしっかり規制しながら、公共施設は郊外に出さない、中心部に対して集中的に施策を投入していく、そういう市町村がそういう基本計画を作って出したら、この市町村はしっかり内閣総理大臣が認定してあげましょう。で、この認定を受けた中心市街地に対しては、基本計画に対しては、今まで、そのばら撒きで、例えば年間で言うとも一兆円くらいの予算というふうによく言われるんですけども、この予算もある程度ばら撒きで行なわれていたんですけども、そういう市町村に、今まで600いくつかにばら撒かれた予算を、例えば100くらいに絞って、その市町村に、単純に計算すると6倍くらいになるんですけども、そういうところでお金を集中的に投下する。だから、それを、選択、選んで、選ばれたところには、集中的に投下する。で、分散的なまちづくりをやってももちろんかまわない、ただ、分散的なまちづくりをやる場所には、そこにありますけども、コンパクトなまちづくりの推進というのは今回の大きな改正のポイントですから、コンパクトなまちづくりをしないと、この自由はもちろん市町村に認められています。ただ、そういうところに対しては、国はもう一切応援しません。コンパクトなまちづくりを推進するところに、国は一生懸命応援しますというのが、今回の大きな特徴です。それを選択と集中というふうについて、都市機能の適正立地というのは郊外規制ということですね。中心市街地の振興をしっかりやる場所には、経済産業省、国土交通省、まあそれから農林省、いろんな、様々な事業があるんですけども、そういう事業をですね、基本計画にしっかり盛ったところには、国はもうとにかく応援します。で、その応援の仕方も今までは、あるところ、たて割で、道路は国交省、商業は経済産業省、いうふうな縦割りだったんですけど、そうではなく、今度は横に横断的にですね連携をとって、これが、本部長が内閣総理大臣、三番のところにありますけども、で、中心市街地活性化本部というのを創設して、これはできたんですけども。この前会合がありまして私でできましたけども、そういうような本部を作って、でこれは、お飾り的な本部ではなくて、実質的に機能する立派な本部です。こういうものを作ってですね、基本方針の案の作成、それから施策の総合調整、事業実施状況のチェックアンドレビュー、で、今回の法律ではですね、基本計画の中に、しっかりと、例えば数値目標を載せないといけないということですね。ですから、5年後の、例えば松江市の定住人口は、今例えば20000人だけど21000人にするとかですね、商業の販売額、小売商業の販売額を、今600億円を800億円にするとかですね、それから、歩行者通行量を、今6000人を6500人にする。そういう数値目標もしっかりと書いてもらって、でこれを、チェックアンドレビューする。でそのチェックアンドレビューはそういう本部でしっかりやると

ということですね。しっかりそういう成果指標をやって、成果が上がらないところには、もう支援はそれ以降やらないということですね。とにかく、ある一定の非常に意欲のある市町村に絞って、応援していくということです。それが合わないと、それは応援しないというのなんですね。基本的には、で、三番目の方はですね、ですから、その中心市街地活性化法基本方針というのは、これは追加資料の2ですね、皆さんにお配りしている追加資料の2というものです。こちらに、あの、基本方針という、あの活性化法という法律があるんですけども、これに基づいて、具体的にじゃあどういふことをしたらいいのか、或いはその、中心市街地はどういふふうに定義したらいいのかを細かく書いた基本方針というのがあるんですけども、この基本方針の概要がそこにあると思います。ですから、例えば、中心市街地の区域の設定ということでいきますと、原則的には一市町村にひとつの区域が、そこに、三番目にありますけども、原則的にひとつの市町村にはひとつの区域しか中心市街地っていうのは定めてはいけません。で、まあ地域の事情により、必要により、複数存在する場合も考えられるということですけども、原則は一市町村にひとつということですね。それから、そういういろんな事業をやるのに、これはですね、事業の総合的かつ一体的な推進というのをしなければいけない。だから、先ほども言いましたように、その、部分最適から全体最適へということを私いいましたけども、その違う要求が総合的かつ一体的な推進だということですね。それから、まあ、商業機能も中心部に集積するだけではなく、都市機能も中心部に集積しなければいけない。ということで、例えば、市役所とか病院とかですね、様々な福祉施設とか、こういうものもなるべく集積する。そういう促進的な手法をとりなさいと。そのためには都市計画手法がいろいろ用意されていますのでこれを活用しなさいということです。その都市計画手法のひとつとしては、そこに書いてあります、ちょっと細かい話なんですけども、準工業地域、まあここに大型店が出店するケースが非常に多いんですけども、こういう準工業地域については、特別用途地区の指定、決定ということによって、ある意味言うと、その準工業地域への大型店の出店を規制するというのを、その市町村はやるといふことが、この基本計画の認定には、ものすごく大事。それをやらないと基本計画の認定は受けられない。基本計画の認定が受けられないということは、その事業に対して、国は応援しない。補助金は、いろんな補助金があるんですけども、国交省の補助金も、経済産業省からの補助金も、中心市街地に関するそういう様々な援助はしません。ですから、市町村はそういう自由はもちろんあるんですけども、で、そういう自由はあるんですけども、国のスキームに合わないものに対しては、国は応援しないというのが、今回の一番大きな特徴です。で、それを選択と集中という言葉で表現しているということですから、ある意味言うと、厳しい運用です。ですから、あと細かいところはいろいろあるんですけど、参考資料の4としては、そういうようなことをやる際には、例えばこういうイメージですよということをそこにまとめています。ですから、例えば中心部の大型店への進出に対しては、そういう応援するという意味の部分、ただ、補助金とかじゃなくて、

大規模小売店舗立地法、大店立地法という法律で駐車場を何台も設置しなければならないという厳しい規制があるんですけども、そういう規制は、この認定を受けるとその規制が自主的に撤廃される。駐車場の設置とかいうことに対する、或いは、そういうその調整とかですね、というのが実際受けなくていい。そういうことも可能になるという意味です。

(2) 基本計画策定スキームについて(事務局：春木副参事)

(資料に沿って概要を説明)

[質疑・意見交換]

【熱田委員】

この活性化協議会は、ここに書いてありますように、会議所主体ということで設置をするということが前提となっています。今、松江市の現在の動きを踏まえて、会議所を中心に法の趣旨にのっとりまして、いろいろな方に参画いただく組織として現在、立ち上げようとしています。今日は基本計画策定のための対策協議会でございますので、平行して近いうちに、協議会をスタートさせるというふうに準備を進めております。

【小汀委員】

先ほど説明を受ける中で、例えば郊外振興と中心市街地の振興と、両方をやるようなところではできませんと、例えば具体的に松江でいいますと、一番大きな公共施設であった集客というか人が集まる病院を郊外にまずだしてますよね、商業施設についても郊外に沢山過去に出ています。この新しいまちづくり三法の改正による先ほどの説明の中で、松江市が手をあげることにについて、過去に行ったことについて、逆行するようなところが、既に私が想像するところ何点もあるわけですが、これは要するに無しの状態で進めることはできるわけですか。

【横森アドバイザー】

今回のまちづくり三法のアクセルとブレーキ、郊外規制と中心部の振興というのは、車の両輪なんですね。これは、ある意味いうと、過去にやってしまったことをもとに戻すということは、これは、これからの課題としてやって欲しいということをお願いするんですけども、過去に既にやってしまったからそれはだめですよというスタンスはとらない。これから特に市役所を外に出そう、病院を外に出そうとか、あるいは、郊外規制を非常に緩くやるというところに対しては認定しません。ですから、そういうことをきちんと例えば市の総合計画の中でも盛り、都市計画のマスタープランにもそういうことを位置づける、それから、活性化の基本計画をしっかりと作るということをやるところは

認定をしましょう。一旦出たものをなるべく元に戻して欲しい、そういう努力はして欲しいのですが、そのことで障害になることはない。それで、これから取組をしっかりとやるということで、今回の準工業地域の特別用途地区の上塗りという、それによって郊外規制をやるんですけども、これはある意味、そのことをやるということが、その市の取組姿勢を表しているわけですから、そのところを非常に重視するということで、これからはそういうことが無いようにする。そういう取組は、国が一生懸命応援しましょうということなんです。

【小汀委員】

となりますと、過去において、郊外振興の部分で、私は商工会議所の中心市街地活性化委員会という部分でこうやって出させてもらってますが、会議所のメンバーの中で郊外に店舗を持っている人があるわけで、郊外振興に基づいて郊外に店舗を持っている人があるわけで、これから、この、享受を受けようと動くことが、どちらかというと、そこにもう既に出ている人の分については、あなたがたよりは、まず中心市街地に特化してやりますよということを、要するに了解を得なければならないようになるというわけですが、そういう認識でいいでしょうか。

【横森アドバイザー】

ですから、まあ、商工会議所としては非常に難しい対応になると思いますけども、ただ、その辺のところは、要するに市全体の取組としてそういう方向に行くとは表明しなければいけない。それが非常に大事です。で、先ほどお話が出たように、この会議は対策協議会ですね。今お話になった、常務理事（熱田委員）さんがお話になった話は、これは法律上に、中心市街地活性化法に定められている中心市街地活性化協議会という法定の組織がありますけども、それと、この対策協議会はあくまでも別ものですので、商工会議所主体で作られている活性化協議会は、これはこれとして基本計画策定に意見を言う、或いは基本計画を策定する市はこの意見を重視しなければいけないというのは、その法律に決められたスキームということになっています。

【作野会長】

ただ、論点として、今、小汀さんがおっしゃたことは、商業だけの問題ではないですね。居住とか、その他全ての生活において、中心市街地を、極端な言い方をすればですね、本当に活性化する必要があるのか、或いは、活性化とは何かという、そういう議論に必ず結びつくと思いますね。これは次回是非とも協議したい。

これは、かつて基本計画改訂の時に、真剣に議論した部分で、結論としては活性化しないといけないということでしたけれども、この協議会の位置づけとして、何もそこは問わずに、活性化ありきと、或いは中心市街地ありきではなくて、もう一度そこはです

ね、時間が短くても、そもそもどうなんだというところを議論したいと思います。

といいますのも、中山間地域もそうなんですが、無くてもいいじゃないかというような議論がですね、いろんないれこ状ですね、国から見れば島根県などなくても全く問題ないという意見さえ出ているわけですね。そういう論理ですね、例えば、松江市にとっては、周辺市町村無くてもいいとかですね、はっきりは言わないけれども、構造的にそういうことが起こってくる。それでいくと、郊外だけ立派に成長して、中心市街地が更地でもいいとかですね、極論すればそうとでもなりかねないような時代の流れも一方ではあるんですね。その点のところをもう少し議論しつつ、今の商業者さんたちのお話ということが、今度、大きく関わってくると思います。その点は論点としてですね、きっちり記録に留めさせて頂きまして、後日検討したいと思います。

【鈴木委員】

協議会の役割は基本計画の提言となっていますけれども、例えば、計画をボンと松江市に投げると、通常であれば行政では受け入れられない計画になってしまうかもしれないと思うのですが、それを松江市が検討するということですか。それとも松江市でこの基本計画自体の案を作ってますね、この協議会はそれに対して提言する形なんですか、どちらでしょうか。

【事務局：松本課長】

市で考えていますのは、この協議会の中で作っていただいて提言して頂きたいと思っています。鈴木委員さんが言われるとおりですね、財政の問題とかいろいろありますので、この事業やりましょうといってもなかなかできる場合とできない場合がありますので、それは市の内部で検討させて頂いて、またこの協議会に返させて頂いて、どうしたらいいかということをお協議させて頂きたいと思っています。

【鈴木委員】

事業のレベルは予算があって、ある程度プライオリティをつけて、どこかの水準で切れればいいと思うのですが、その場合も、そもそも基本計画の考え方のところは、そのままでもいいのですか。

【作野会長】

それはかつての協議会でも、私たちが例えば何かまとめて市に出して、それは受け入れられないということはありませんので、事前の調整も含めて、ここで決まったものは市としては100パーセント受けてもらうということになる。ここで出した、みなさんで議事した結果が、市の意思決定そのものになります。だから、どうしても制度的にややこしい話をいろいろ認識せざるを得ないわけですね。

【鈴木委員】

分かりました。

【門脇委員】

先ほど、策定フロー図の説明がありました。この基本計画を今度は国への認定申請と、現在松江市の総合計画、これを策定検討中となっています。これとの関連はどのようになりますか。特に産業部会の関連の中で、同じようなテーマの中でこれから協議されると思いますが、その辺の市当局からの説明を頂きたいと思います。

【事務局：松本課長】

それについては、このフロー図の中にあります市内の検討委員会の中で、総合計画の担当者も、都市マスの担当者もかけていますので、その中で、協議会での状況を報告しながら整合性を図っていきたいと思います。

【作野会長】

今更言って申し訳ないですが、この資料だと分かりにくいですね。上位計画との整合性を強く意識して、基本計画や都市計画のマスタープランを必ず作らないといけないですよ。そういうものが新市になって作られているのと平行して、中心市街地の活性化基本計画を作らないといけない。ちょっと今日の時点ではその色があまり見えてないですね。これは並列してはいけなくて、相互に関係したり、或いは、場合によっては上下関係があってもいいとは思いますが、少なくとも整合性は保たないといけませんので、是非今後それは資料的にも準備して頂きたいと思います。

(3) 現行中心市街地の現況確認(事務局：春木副参事)

(資料に沿って説明)

(4) 調査について(事務局：春木副参事)

(資料に沿って説明)

(5) 今後の進め方について

ワーキングについて

【作野会長】

先ほどの、議事のスキームの中には出ていないのですが、今後議論していく中で、どうしてもこの人数ですと、1人1分ずつお話いただいても20分かかります。それで、もう少し細かい議論を重ねるためにワーキングチームを結成して、5～6人位で集中的

にご議論いただきたいと考えています。今日の提案としては、そのワーキングチームを結成するという事をお認め頂いて、今後人選等も含めて検討して、第2回の協議会で改めてご提案したいと思っていますので、これは私からご提案させて頂きたいと思えます。今日のところは設置をお願いするということです。

行程について（事務局：春木副参事）

策定の行程について説明させていただきます。追加資料の11をご覧になって下さい。本日第1回目でございますが、概ね5回の開催を予定しています。2回目は10月初め、3回目は12月、4回目は1月下旬、5回目は3月下旬を予定しています。

2回目は基本方針案、計画区域案、目標値案の議論、3回目は事業計画案、PDCAサイクルの議論、4回目は基本計画案の議論により確定、市へ基本計画案の提案を行っていただく予定です。

この中で、先ほど委員長から説明のあったワーキンググループについては、更に協議会よりも深いところの検討をお願いさせて頂くために、協議会と協議会の間にワーキングを開いて検討して頂き、次の協議会に諮るという形で進めるようになると思います。

また、2月には協議会から市へ提言を受け、市から活性化協議会へ意見聴取、また、それと同時にパブリックコメントを頂き、最終の基本計画案を策定し、第5回の協議会で報告するようになります。それを受けて、基本計画の認定の申請を国に行うようになりますので、目標としては3月末の策定を予定しています。

メーリングリストについて（事務局：春木副参事）

もうひとつお願いしたいことがございますが、メーリングリストで意見交換を行いながら進めていきたいと思えます。メンバーはこの対策協議会の委員、市の検討委員会、幹事会のメンバーでメールによる意見交換をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔質疑・意見交換〕

【鈴木委員】

ワーキングで何をやるのかまだ見えないのですが、この協議会の趣旨を考えると、できるだけ幅広い関係者の方のご意見を頂戴するという事で、これだけのメンバーがそろっている訳です。中身を特定の少人数でやって、それで協議会に諮るっていうのは、仕組みとしてはあまり良くないのかなあと直感的なところがあります。たとえば、やることが多いので、皆さん参加するけれども、分科会的に、いくつかのテーマに分けて、或いは地域でわけてやるっていうのであれば分かりますけど、あまり少人数に仕切るの、どうかと思えます。

【作野会長】

これは、私が考えるのは物理的な問題で、この人数で、4時間でも5時間でも議論していい結論がでるのなら、4~5回で協議してもいいかと思いますが、これまでの経験でいいますと、ほぼ不可能に近いと思います。その原案を市役所内部で作るかわりに、有志というか、一部メンバーが、本当に鉛筆をなめて、文字を起こしていく、図を作っていくという作業をおこないますので、それが全体の意見を反映しないということはないんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【鈴木委員】

とすれば最初のスキーム図の中にしっかりそういうものを入れた形で改めてご提案頂けたらと思います。事務作業の話は分かりますので、ワーキングをやらない訳にはいかないと思いますが、スキーム図の中できっちり位置付けてやらないと、最終的な結果に対して、いったい誰が責任を負うのかということが非常に不明確になるとと思いますので、お尋ねしました。

【作野会長】

ワーキングについては、設置要綱にも書いてありませんので、今のようなご意見を頂けたらと思っておりました。私としては、設置をしていただいて、しかも、第2回の協議会で今一度メンバー等も含めて確認して、この全委員を、有志として、委員の意見を反映する、細かい議論ができる、そういう場作りというふうに考えております。鈴木委員のご意見も参考にしつつ、正式な決定は第2回の協議会で行わせて頂きたいと思いますので、先程ありましたように、メーリングリスト等でもご意見を頂ければと思います。

整理しますと、1回2回がセットのような協議会で、2回目で皆さんのご意見を頂き、3回目で中間検討、4回目でほぼ原案を確定すると、5回目はパブリックコメントや市内部の意見を含めて最終決定ということで、非常に駆け足なんですけど、このでの会議は、皆さんお集まり頂くというのがこれぐらいしかできないというのが現実です。それを皆さんの意見を無視するのではなく、少しでも意見が反映するようにメーリングリスト等を活用したいと思います。お認め頂いてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【柴田副会長】

来年三月までの事ということで、タイムスケジュールがこれだけ決まっている中で、これだけのものをしなければならぬのかということで、正直なところ非常に呆然としています。これからアンケートをとるので、それをまとめてという作業もあるようでして、果たしていいものができるのかなという自信が無いのですが、がんばって勉強していきたいと思います。次回、皆さんの活発な討議を期待していますので、よろしく願います。

【作野会長】

今日のところは、皆様から生のお声を非常に聞きにくい状況でしたが、以上で議事自体は終わらせて頂きたいと思います。

議事終了後、各委員の日程調整の結果、第2回協議会は、平成18年10月12日(木)午前中の開催が決定した。